

一般社団法人 外国人材雇用適正化推進協会パートナー会員(A S E Oパートナー会員)契約約款
表記申込者は、外国人材雇用適正化推進協会会員契約約款を承認の上、
外国人材雇用適正化推進協会（以下「当協会」といいます）が提供する
外国人材雇用適正化推進協会のパートナー会員（以下「会員契約」といいます）を申し込みます。

第一条（定義）

本約款において、次の語句は下記を有するものとします。

(1) ASEO

一般社団法人外国人材雇用適正化推進協会をいいます。

(2) 本サービス

パートナー会員契約に基づき提供されるサービスをいいます。

(3) A S E Oパートナー会員

当協会がA S E Oパートナー会員(以下会員といいます) として契約を結ぶ対象は士業及びそれに類する事業者、団体の在留資格制度による外国人材雇用の適正化を推進していくこうとする方が対象です。

第二条（サービスの内容）

本サービスの内容は次の通りとします。

a.ASEO が企画運営するセミナー及び講義への会員価格での参加

b.ASEO が企画する会員向けセミナー及び講義への参加資格

c.在留管理などにおける最新情報などの提供と確認

d.ASEO が開発・提供するサービス及び商品の代理販売権

e.政府や議連に対する要望書の提出や意見交換会への参加資格

f.申請取次研修の企画実施

2.前項に関し、留意事項は次の通りとします。

(1)会員は申し込み時に登録された登録者とし、同事務所内で2名以上登録する場合は別途登録者申し込みする必要があります。

(2)関係省庁に確認する事項などは1ヶ月単位で取りまとめて行います。

(3)申請取次研修会などの企画、実施は当協会事務局と協議の上、適正に実施できると判断された場合に行っていただけます。その際の講師は認定講師を当協会から派遣するか、もしくは当協会の研修を受けて認定講師になっていただく必要があります。

(4)本サービス等の提供が他の会員の利益を侵害し、又はその恐れがある場合、当協会はサービスの提供を拒絶することができます。

第三条（契約期間等）

会員契約は、申込者からの申込を当協会が承諾することにより成立します。

2.会員契約の契約期間は申込日より1年間とします。

3.既に会員契約を締結している会員が、契約期間の途中でサービス（年間契約となるオプションサービスに限ります）追加の申込みを行い、当協会がこれを承諾した場合、会員契約は更新され、契約期間は当該申込日から1年間となります。

第四条（会員契約の更新）

契約期間満了口の2か月前までに会員と当協会のいずれかより、会員契約を更新しない旨の文書による通知がない場合、会員契約は自動的に更に一年間延長されるものとし、その後も同様とします。

第五条（会費）

会員は、本サービスの利用料金（以下「会費」といいます）を申込書表記に従って支払うものとします。

2.当協会は、特定の事由が存在する場合に、当協会所定の料金から割引を行った特別料金で本サービスを提供する場合があります。特定料金によるサービスの提供は、当該事由が消滅した場合には当然に終了し、当該事由が消滅した日の属する月の翌月から当協会所定の料金に改定されるものとします。

3.本サービス内容の変更及び物価、経済情勢の変化その他料金の変更を必要とする事由が生じた場合は、当協会は、会費の額を改定することができます。

第六条（途中解約及び違約金）

会員は、申込日以降、違約金として契約期間満了までの会費相当額を支払うことにより、契約期間の満了前であっても、会員契約を将来に向かって解約することができます。また、支払済の会費については如何なる場合でも返金は行わないこととします。

第七条（サービスの対象範囲等）

次の各号の一にでも該当する場合には本サービスの提供対象から除かれるものとします。

(1)法律上、有資格者以外が行い得ない内容を含むもの。

(2)会員のグループ企業もしくは取引先、または顧客、役員もしくは従業員個人のご相談等、第三者のために利用する内容を含むもの。

(3)会員が本サービスを自らのサービスとして第三者に利用させる内容を含むもの。

(4)前2号のほか、会員をサービスの直接の利用主体としない内容であると当協会が判断したもの。

2.会員が前項2号から4号に違反した場合、違約金として、違反件数に会費及び違反期間(1年単位とします)を乗じた金額を支払うものとします。なお、当協会が当該違約金を超える損害を被った場合、会員は当該損害を賠償するものとします。

第八条（資料提出等の協力）

会員は本サービスの提供を受けるに際し、当協会に対し、その求めに応じて、必要な情報の開示および資料の提供を行うものとします。

2.会員は前項の情報及び資料の内容は正確であることを損保するものとします。

3.会員が前2項に反する場合には、本サービスの提供を行えない場合があります。

第九条（秘密保持）

当協会は、前条の情報・資料について厳に秘密を保持し、会員の承諾を得ることなく、第三者にこれを漏洩または開示しないこととします。

2.前項の規定にかかわらず、会員は当協会が本サービスの提供を第三者に委託する場合において、当該業務の遂行上必要な範囲で、前条の情報・資料を第三者に開示・提供することを承諾します。

3.当協会は、その役員及び従業員に対して、本条の定めを遵守させることについて一切の責任を負うものとします。

第十条（サービスの利用停止）

当協会は、会員が本約款に違反する事実がある場合、本サービスの提供を停止することが出来ます。なお、サービスの停止は、会員が当協会に対して負担する会費支払義務に影響を及ぼしません。

第十一条（再委託）

会員は、当協会が本サービスの提供を第三者に委託する場合があることにつき同意するものとします。

第十二条（譲渡禁止）

会員は、会員契約上の地位又は権利義務関係の全部又は一部を第三者に対して譲渡、貸与、担保供与する等一切の処分を行ってはなりません。

第十三条（無保証等）

本サービスにより提供される情報、相談、アドバイス等については、当協会としての見解を提供するものであり、その取捨選択は会員の責任において行う必要があります。当協会は、相違する見解の存在を否定するものではなく、また、その適否について判断する立場にはありません。

2.会員は、自らの責任において経営方針又は施策等の経営判断を行うものであり、これに関し、当協会は一切責任を負いません。

3.法令の改正その他の事由により、外国人材雇用及びこれに関連する諸制度の全部又は一部が改廃され、当協会が本サービスの提供を行えなくなった場合でも、当協会は一切の責任（会費の減額を含む）を負いません。

第十四条（反社会的勢力の排除）

当協会は、会員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものに該当する場合、直ちに本サービスに関するすべての契約を解除することができます。

2.前項により解除された場合には、会員は、当該解除により破った損害について、当協会に対して一切の請求を行うことができません。

第十五条（契約の解除）

当協会は、会員が次の各号の一にでも該当する場合は、何ら催告なくしてパートナー会員契約を解除することができます。

(1)会員が本約款の各条項の一に反し、相当期間を定めて是正を求めても、期間内には是正されない場合。

(2)自ら振り出し、もしくは引き受けをした手形又は小切手が不渡りになり、あるいは支払不能状態に陥った場合。

(3)自ら破産、民事再生、会社更生、特別精算その他の倒産手続きを申し立て、又は第三者から申し立てられた場合。

(4)会員が会社法第472条第1項の休眠会社に該当する場合。

(5)当協会の名誉もしくは信用を損なう恐れのある行為を行った場合。

(6)会員が2か月以上の会費の支払いを遅滞した場合。

(7)暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為等の行為が行われた場合。

2.会員は、前項各号の事由のほか、会員の責めに帰する事由により会員契約が契約期間の途中で終了した場合、違約金として、契約期間満了までの会費相当額を直ちに支払うものとします。なお、当協会は、当該損害を会員に請求することができます。

第十六条（責任制限）

当協会は、その故意または重大な過失により会員に損害が発生した場合にのみ、当該会員に現実に発生した通常損害について、過去1年間に当該会員から受領した会費合計額に相当する額を限度として、これを賠償する責任を負うものとします。

第十七条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱その他の不可抗力による本サービスの履行遅滞もしくは履行不能については、当協会は責任を負わないものとします。

第十八条（遅延損害金）

会員が、会費その他会員契約に基づき支払義務を負う金銭の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を当協会に支払うものとします。

第十九条（個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する事項）

会員は、当協会が収集した会員の情報を、販売促進用の宣伝物・印刷物の送付、マーケティング活動及び商品開発のために利用することに同意します。

2.会員は、当協会と秘密保持契約を結んだ提携企業又は会員の紹介元との間において、会員の本サービス利用状況その他これに関連する情報（当協会が共有する必要があると判断した秘密情報を含む）が共有されることに同意するものとします。

第二十条（約款の変更）

当協会は、次のいずれかの場合には、会員に対して通知することによって、本約款の内容をいつでも変更することができます。この場合、当該通知において定める日より会員契約変更の効力が生じるものとします。

(1)約款の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

(2)約款の変更が、会員契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

第二十一条（申込書記載事項の変更）

会員は、申込書記載事項の一でも変更が生じる場合は、直ちに当協会に対し、変更事項を書面で通知するものとします。

第二十二条（サービス移行）

会員は、会員契約が終了しない限り、他の会員制サービスの契約を申し込むことができないものとします。

2.会員が会員契約終了に続いて他の会員制サービスの契約を申し込む場合、第4条に定める通知と同時に書面で行うものとします。

3.前項の定めに従い他の会員制サービスの会員となった以後は、申込みを行った会員制サービスの約款に従うものとします。

第二十三条（合意管轄）

本約款に関連する一切の紛争については、訴訟物の価額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第1審の専属的管轄裁判所とします。

第二十四条（解釈の疑義等）

本約款について疑義、紛争が生じた時、または本約款に記載のない事項については、会員と当協会が協議の上、円満迅速に解決するものとします。

第二十五条（特記事項）

申込書記載の特約事項、以上の約款に優先するものとします。